

## 計画策定に係る関係例規

○枚方市総合計画策定条例 (P1)

○枚方市附属機関条例 (P2～3)

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (P4～6)

○枚方市庁内委員会規程 (P7～8)

# 枚方市総合計画策定条例

平成25年3月12日  
条例第2号

## (趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想及び基本計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を体系的に示すとともに、それぞれの基本的施策を実現するための主要な取組をまとめた計画をいう。

## (総合計画審議会)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更について調査審議し、及び答申する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体を代表する者
  - (3) 市民
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、審議会の担当事務に関し市長が適当と認める者
- 5 委員の委嘱期間は、当該諮問に係る答申の日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第2条(第1項を除く。)から第10条までの規定を準用する。  
(平25条例22・一部改正)

## (審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(平25条例22・一部改正)

## (議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

## (総合計画との整合性の確保)

第6条 市長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとする。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# 枚方市附属機関条例

平成24年9月13日  
条例第35号

## (設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

- 2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

## (委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内)とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

## (臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

## (会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

## (会議)

第5条 附属機関の会議は、会長(会長が定められていない場合にあつては、執行機関)が招集し、会長がその議長となる。

- 2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

## (会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議
  - (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
- 2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

## (部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前3条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担任事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

<別表省略>

# 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

平成20年11月20日

訓令第22号

## (目的)

第1条 この訓令は、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会等(審議会及び庁内委員会をいう。以下同じ。)の審議過程及び審議内容を明らかにするとともに、審議会等の公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則(昭和58年枚方市規則第65号)第4条に規定する専門委員(地方自治法第174条に規定する専門委員をいう。)による協議会

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その設置の根拠にかかわらず、市の重要な施策・方針の決定及び意思決定に当たり、その内容を審議し、及び意見を求めることを目的として設置される会議体

(2) 庁内委員会 次に掲げるものをいう。

イ 枚方市庁内委員会規程(平成20年枚方市訓令第10号)に規定する庁内委員会

ロ イに掲げるもののほか、法令等(法令、条例又は規則をいう。以下同じ。)又は訓令その他の内部手続に基づき、本市の意思決定を行うに当たり設置される本市職員で構成する会議体

## (会議の公開等)

第3条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 法令等の規定により非公開とされる場合

(2) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第6条の規定による非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

(3) 公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合

2 庁内委員会の会議は、非公開とする。

## (会議の公開等の決定)

第4条 審議会の会議の公開又は非公開の決定は、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

## (公開の方法等)

第5条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員を定めることができる。

3 審議会は、当該会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定めるとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

4 審議会は、当該会議に際して当該会議の次第、提出資料等を傍聴者の閲覧に供するよう努め

なければならない。

(会議開催の周知)

第6条 審議会の所管部署(会議体の庶務を担当する部署をいう。以下同じ。)は、その審議会の会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を所定の掲示板及び市ホームページに掲載することにより、事前に市民に周知しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 案件名
- (5) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
- (6) 傍聴者の定員及び傍聴の手続
- (7) 所管部署の名称

2 審議会の所管部署は、公開する会議にあっては、前項に掲げる手段に加え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 審議会等の所管部署は、当該会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、当該会議の終了後速やかに、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
- (10) 会議録の公表、非公表の別及び非公表理由
- (11) 傍聴者の数
- (12) 所管部署の名称

3 前項第7号の会議録の審議内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により記載しなければならない。

- (1) 審議会 審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録すること。
- (2) 庁内委員会 審議の概要をまとめ、審議の過程を明確にして記録すること。

(会議録の公表)

第8条 審議会等の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会等の会議に係る会議録(公表することを決定したものに限り。)を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載

2 前項第1号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議に提出した資料を添付しなければならない。

3 第4条の規定により、審議会の会議の非公開を決定した場合における当該会議録の公表方法については、当該審議会が決定するものとする。

4 第1項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年

度の翌年度の末日まで行うものとする。

(法令等に定めがある場合の取扱い)

第9条 審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表について、法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# ○枚方市庁内委員会規程

平成20年4月15日  
訓令第10号

## (趣旨)

第1条 この訓令は、本市における行政運営の効率的・効果的な執行に資するために、市長の補助機関たる職員(市長の事務を補助執行する職員等を含む。)で構成する合議制の組織(以下「庁内委員会」という。)の種類及び役割、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (庁内委員会の種類等)

第2条 庁内委員会の種類及び役割は、次の表のとおりとする。

種類	役割
検討委員会	行政課題等に関する調査、検討及び審議
推進委員会	行政施策等の推進に関する協議及び調整
審査委員会	個別事案等の審査

## (庁内委員会の構成等)

第3条 庁内委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 庁内委員会を構成する者(以下「構成員」という。)のうち、委員長及び副委員長については市長が定め、委員については委員長が指名する。

## (本市が設置する庁内委員会)

第4条 本市が設置する庁内委員会の名称、目的、担当事務、所管部署等は、別表に定めるとおりとする。

## (委員長の職務)

第5条 委員長は、庁内委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

## (招集手続)

第6条 庁内委員会の会議は、委員長が招集する。

## (議長)

第7条 委員長は、庁内委員会の会議の議長となる。

## (定足数等)

第8条 庁内委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員は、やむを得ず庁内委員会の会議に出席できないときは、代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

## (議事に係る決定方法)

第9条 庁内委員会の議事は、出席した者(委員長(第5条第2項の規定により委員長の職務を代行する場合における副委員長を含む。)である者を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第11条の規定により持ち回り会議を開催する場合においては、総構成員の3分の2以上で決する。



(市長への報告)

第10条 庁内委員会は、その担当事務について議事を取りまとめたときは、遅滞なく、その内容を市長に報告する。

(持ち回り会議)

第11条 委員長は、緊急の必要があり、庁内委員会の会議を招集する暇がないと認めるときは、議事の内容を記載した書面を回付する方法により、その会議を開催することができる。

(幹事会等の設置)

第12条 委員長は、庁内委員会の会議を円滑に行うために必要があると認めるときは、幹事会、部会その他の下部組織(以下「幹事会等」という。)を設けることができる。

2 幹事会等の担当事務、構成及び運営方法は、委員長が定める。

(資料要求等)

第13条 庁内委員会及び幹事会等は、その担当事務を処理するために必要があるときは、関係者、学識経験者等に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録の作成)

第14条 庁内委員会の会議録の作成については、別に定めるところによる。

(平20訓令22・全改)

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表(第4条関係)

#### その1 検討委員会

名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署
総合計画策定委員会	本市における総合計画の策定を円滑に進めるため。	(1) 総合計画の策定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。	政策企画部担当副市長	委員長でない副市長	政策企画部企画課

【参考】総合計画策定委員会の構成

(1)総合計画策定委員会

委員長：政策企画部担当副市長

副委員長：委員長でない副市長

委員：教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、部長、会計管理者、上下水道局水道部長、上下水道局下水道部長、市民病院事務局長、市議会事務局長、教育委員会教育次長、教育委員会部長、監査委員事務局長

(2)総合計画策定委員会幹事会

幹事長：政策企画部次長

副幹事長：行政改革部次長、都市整備部次長

幹事：総務担当課長、会計課長、上下水道局上下水道経営課長、上下水道局下水道整備室課長、市民病院事務局総務課長、市議会事務局課長、教育委員会教育総務課長、教育委員会教職員課長、教育委員会社会教育課長、監査委員事務局次長